

東京学芸大学情報公開推進委員会規程を次のように制定する。

平成13年 3 月 8 日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成13年規程第 8 号

東京学芸大学情報公開推進委員会規程

(設置)

第 1 条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に，東京学芸大学情報公開推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は，本学における情報公開に関し，実施体制の整備及び能率的かつ適正な運営を図り，情報公開の円滑な実施に資することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開の実施体制に関する事。
- (2) 開示・不開示の審査基準に関する事。
- (3) 行政文書の開示・不開示に関する事。
- (4) 開示実施手数料の減額又は免除に関する事。
- (5) 情報公開に係る不服申立てに関する事。
- (6) 情報公開に係る訴訟に関する事。
- (7) 行政文書の管理に関する事。
- (8) その他情報公開の円滑な実施に関する事。

(組織)

第 4 条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部主事
- (4) 附属図書館長
- (5) 附属学校部長
- (6) 連合学校教育学研究科長
- (7) 事務局長

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は，学長をもって充てる。
- 3 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 4 副委員長は，学長が指名する副学長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て広報調査課が処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。